

立正大学学園（以下「本学園」という。）は、建学の精神である真実・正義・平和の理念に則り、教育研究機関として、社会的、公共的使命を達成し、社会から多くの信頼と尊敬を得られるよう、以下を宣言する。

1. 本学園の役員、評議員および管理的地位にある者

- (1) 本学園が有する社会的使命や、公共的性格を十分に自覚し、法令および学内諸規定ならびに理事会の決議等を倫理性と良識をもって遵守し、本学園のために善良な管理者として忠実にその職務を遂行する。
- (2) 本学園教職員ならびにその他の学園関係者に、この学園倫理憲章の趣旨を周知徹底させ日常的に不正・不法等の発生の防止に努めるだけでなく、万一、その事実を知ったときは直ちに適切な措置を取るよう指導・監督する。
- (3) 本学園における運営を適正に行うため、積極的に学園諸規定の整備・充実、人事制度の整備ならびに公平・適正な人事の実施、財政の合理的運営ならびに資金の適正な運用等に努める。
- (4) 本学園の業務に関し、他から金銭その他の利益や供給等を受けない。また、本学園教職員が本学園の業務に関して、他から金銭その他の利益や供給等を受けることがないよう監督する。
- (5) 本学園の業務に関し、職務上知り得た秘密の情報・資料を他に漏らさない。
- (6) 本学園との取引行為は公正を期する。

2. 本学園教職員

- (1) 本学園が有する社会的使命と公共的性格を十分に自覚し、本学園の決定事項ならびに管理責任者の指示・命令に従い、学園内諸規定・通知等を倫理性と良識をもって遵守し、誠実にその職務を遂行する。
- (2) 本学園の業務に関し、他から金銭その他の利益や供給等を受けない。
- (3) 本学園の業務に関し、職務上知り得た秘密の情報・資料を他に漏らさない。
- (4) 本学園の業務に関し、自己の職務権限を越えて業者等の第三者と接触し、もしくは取引行為等を行わない。
- (5) 日常的に不正、不法等の防止に努めるだけでなく、万一、その事実を知ったときは、直ちにそれを管理責任者に報告するなど適切な措置を取る。

改 廃

この憲章の改廃は役員会の議を経て、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この憲章は平成24年4月1日から施行する。